

京都府立医科大学附属北部医療センター
入院用品（紙おむつ）提供業務運営事業者募集要項

1 目的

この要項は、京都府立医科大学附属北部医療センター（以下「当院」という。）が、入院患者及びその家族並びに当院職員の負担等の軽減を図るため、入院生活に必要となる紙おむつ（以下「紙おむつ」という。）を提供する事業者を公募型プロポーザル方式を準用し選定するため、その必要な事項を定めたもの。

2 選定方法

応募事業者より提出される企画提案書の内容を精査し、最も優れた提案を行った事業者を選定する。

3 公募に付する事項

（1）業務の名称

京都府立医科大学附属北部医療センター入院用品（紙おむつ）提供業務

（2）業務の仕様書

仕様書による。

（3）業務期間

事業者決定後速やかに協議を行い、貸付準備が整った日から平成29年3月31日までの間とする。（更新も可能とするが自動延長は行わない）

（4）業務実施場所

京都府与謝郡与謝野町字男山481

京都府立医科大学附属北部医療センター内

4 資格要件

企画提案書を提出する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更正計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

（3）京都府税、消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

（4）企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府及び京都府公立大学法人の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は

- 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

5 提出書類

本事業に参加する場合は、別紙「京都府立医科大学附属北部医療センター入院用品（紙おむつ）提供業務仕様書」を熟読のうえ、企画提案書を提出のこと。

6 書類作成上の注意

- (1) 企画提案書の規格はA4版とする。
- (2) 企画提案書は、分かりやすく簡潔に記載のこと。
- (3) パンフレット等の資料を添付する場合は、必要最小限のものとする。

7 提出部数

- (1) 参加申込書（様式1） 1部
- (2) 会社（企業）の概要（任意様式） 10部
- (3) 企画提案書 10部

8 提出先

〒629-2261 京都府与謝郡与謝野町字男山481
京都府立医科大学附属北部医療センター 事務部庶務課
電話 0772-46-3371

9 提出期限

平成29年1月6日（金）午後5時00分（必着）まで。

10 提出方法

持参又は郵送

11 審査方法及び結果通知

審査は、プロポーザル方式によるものとし、事業者より提出された企画提案書の内容を精査したうえで、最も優れた提案を行った事業者を選定する。

(1) 決定方法等

当院において設置する審査委員会で総合的に判断したうえで、事業者を内定します。
なお、企画提案内容の審査はその書面によることを基本とし、必要に応じ趣旨を正確に把握するための個別ヒアリング若しくはプレゼンテーションを行う場合がある。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、提案事業者全員に書面にて通知する。
なお、結果及び経過等について問い合わせ、異議申し立てに対しては一切応じない。

(3) 内定後の手続き

内定は、企画提案書の内容をそのまますべて実施することを確約しているものではない。

よって、当院と事業者が業務内容、業務開始までのスケジュール等を別途協議、調整したうえで契約を交わすこととなる。

(4) 内定事業者の取消し

次の場合には、選定事業者の内定を取り消すものとする。

ア 内定から業務開始までに、企画提案した業務内容が確実に履行できないと当院が判断したとき。

イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと当院が判断したとき。

(5) 次点者の扱い

内定事業者の取消しがあった場合は、次点者と協議を行うこととする。

ただし、審査結果通知には、次点者の通知は行わない。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) プロポーザル期間中に応募資格を有しなくなった場合。

(3) 正当な理由なく提出期限に提出が遅れた場合。

(4) 審査の公平性を損なう事由が発生した場合。

13 その他

(1) 提出書類等の作成及び提出に要する経費は、事業者の負担とする。

(2) 提出書類等は、事業者選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(3) 提出書類等については一切返却しない。

(様式1)

プロポーザル参加申込書

平成 年 月 日

京都府立医科大学附属北部医療センター
病院長 中 川 正 法 様

参加申込者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

「京都府立医科大学附属北部医療センター入院用品（紙おむつ）提供業務運営事業者募集要項」の内容を理解し、参加申込書を提出します。

担当者 住 所
部 署
氏 名
電話番号
メール